

川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例

令和 7 年 4 月 3 0 日

条例第 3 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項の規定による財政状況の公表に関して、定めるものとする。

(公表の時期)

第 2 条 財政状況の公表は、毎年 7 月 1 日及び 1 2 月 1 日にこれを行うものとする。

2 天災その他やむを得ない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、管理者は別にその期日を定め同時にその理由を公表するものとする。

3 前項の期日は、少なくとも事故のやんだときから 1 月以内にこれをなさなければならない。

(公表事項)

第 3 条 前条第 1 項の規定により 7 月 1 日に公表する財政状況においては、前年 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 予算に対する収入及び支出の概況

(2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 1 2 月 1 日に公表する財政状況においては、4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の概況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第 4 条 財政状況の公表は、川島桶川資源循環組合公告式条例（令和 7

年川島桶川資源循環組合条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他管理者が必要と認める方法により行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。